

第5章 総合評価

第5章 総合評価

5-1 総合評価

本事業の実施による環境への影響について、現況調査、予測、環境保全措置及び評価の結果を表5-1に整理し、項目間の相互関係、間接的影響及び環境保全措置の実施等による項目間の整合性を確認することにより総合的な影響を評価した。

予測結果においては、工事中における運搬車両や建設機械の排ガス、騒音及び振動等については、車両等の搬入時期や時間を集中させないなどの措置を実施することで、周辺環境への影響は緩和できると考える。

また、稼働時における煙突からの排ガス中の大気汚染物質濃度については、法令等で定められた基準より厳しい値での運転とし、連続での測定による監視を行うほか、適切な排ガス対策を実施することで、周辺環境への影響は緩和できると考える。

これらの環境保全措置については、表5-1に示した結果の比較を行い、環境項目の相互の関係、環境項目が及ぼす間接的影響を検証するとともに、一方の環境保全措置が他の環境要素へ悪影響を与えないかを確認した。これにより、環境項目間の整合性は図られていると判断できる。

このことから、本事業の実施による環境への影響については、できる限りの緩和がなされ、総合的な環境への影響の程度は小さいものと評価した。

5-2 工事中及び稼働後における調査・検証

計画施設については、環境保全に十分配慮した建設を心掛けるとともに、施設の稼働状況及び保全対策の実施状況等を確認する。

併せて、工事中や稼働後においても環境に関わる事後調査を実施することで、環境影響評価で予測した結果との検証を行う。

そして、予測し得なかった環境保全のうえでの問題が生じた場合には、原因の究明と対応を速やかに実施する。

なお、工事中及び稼働後における事後調査の詳細については「第6章 事後調査計画」に示す。

表 5-1(1) 総合評価

項目	現況調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																					
大 気 質	<p>(1) 環境大気</p> <p>調査地点（4地点）での四季における環境大気の測定結果は、下表に示すとおりであり、年間平均値では全ての測定項目で環境基準を下回っていた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>年間平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.003～0.004</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.013～0.015</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.018～0.024</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.028～0.051</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.00016～0.00021</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	年間平均値	二酸化硫黄 (ppm)	0.003～0.004	二酸化窒素 (ppm)	0.013～0.015	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.018～0.024	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.028～0.051	塩化水素 (ppm)	0.00016～0.00021	<p>【工事】</p> <p>(1) 運搬による排出ガス等の影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物質</th> <th>日平均予測濃度</th> <th>環境保全に関する目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0324 以下</td> <td>日平均値 0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0594 以下</td> <td>日平均値 0.10 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 掘削・建築物の解体等に伴う排出ガスの影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>対象物質</th> <th>日平均予測濃度</th> <th>環境保全に関する目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">近接民家</td> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0393</td> <td>日平均値 0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0531</td> <td>日平均値 0.10 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 掘削・建築物の解体等に伴う粉じんの影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>対 象</th> <th>予測値</th> <th>環境保全に関する目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界</td> <td>粉じん (t/km²/30日)</td> <td>4.55 以下</td> <td>10 以下</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質	日平均予測濃度	環境保全に関する目標	二酸化窒素 (ppm)	0.0324 以下	日平均値 0.04 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0594 以下	日平均値 0.10 以下	予測地点	対象物質	日平均予測濃度	環境保全に関する目標	近接民家	二酸化窒素 (ppm)	0.0393	日平均値 0.04 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0531	日平均値 0.10 以下	予測地点	対 象	予測値	環境保全に関する目標	敷地境界	粉じん (t/km ² /30日)	4.55 以下	10 以下	<p>【工事】</p> <p>(1) 運搬による排出ガス等の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地を避けたルートの設定 搬入時間の分散 交通規制の遵守 暖機運転(アイドリング)の低減 土砂搬出車両荷台のシート覆い 土砂運搬車両等のタイヤ洗浄 工所用出入り口の路面洗浄 <p>(2) 掘削・建築物の解体等に伴う排出ガスの影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出ガス対策型機械の使用 建設機械稼働時間の抑制 建築作業機械の分散配置 ダンプトラックのアイドリング停止 <p>(3) 掘削・建築物の解体等に伴う粉じんの影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事区域に仮囲いを設置 排出ガス対策型機械の使用 工事区域への散水 	<p>【工事】</p> <p>(1) 環境への影響の緩和に係る評価</p> <p>左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価</p> <p>掘削・建築物の解体等に伴う排出ガスの影響予測において、対象事業実施区域周辺の近接民家地点において、二酸化窒素の環境保全に関する目標を超過する結果となった。そこで、建設作業機械の分散配置、ダンプトラックのアイドリングの停止を追加することで、環境保全に関する目標を達成することができた。その他の項目については、環境保全に関する基準又は目標を達成していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気汚染に係る環境基準 降下ばいじんにおける参考値 													
	測定項目	年間平均値																																																							
	二酸化硫黄 (ppm)	0.003～0.004																																																							
	二酸化窒素 (ppm)	0.013～0.015																																																							
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.018～0.024																																																								
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.028～0.051																																																								
塩化水素 (ppm)	0.00016～0.00021																																																								
対象物質	日平均予測濃度	環境保全に関する目標																																																							
二酸化窒素 (ppm)	0.0324 以下	日平均値 0.04 以下																																																							
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0594 以下	日平均値 0.10 以下																																																							
予測地点	対象物質	日平均予測濃度	環境保全に関する目標																																																						
近接民家	二酸化窒素 (ppm)	0.0393	日平均値 0.04 以下																																																						
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0531	日平均値 0.10 以下																																																						
予測地点	対 象	予測値	環境保全に関する目標																																																						
敷地境界	粉じん (t/km ² /30日)	4.55 以下	10 以下																																																						
	<p>(2) 自動車排ガス</p> <p>対象実施区域周辺の調査地点（5地点）での四季における自動車排ガスの測定結果は、下表に示すとおりであり、年間平均値では全ての地点で環境基準を下回っていた。</p> <p>なお、浮遊粒子状物質の1時間値において、環境基準を超過した時間が1時間あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>年間平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.013～0.016</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.018～0.021</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	年間平均値	二酸化窒素 (ppm)	0.013～0.016	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.018～0.021	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 廃棄物搬出入車両等による影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物質</th> <th>日平均予測濃度</th> <th>環境保全に関する目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0330 以下</td> <td>日平均値 0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0596 以下</td> <td>日平均値 0.10 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 焼却施設の稼働に伴う排出ガスによる影響 (長期評価：最大着地濃度地点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物質</th> <th>年平均予測濃度</th> <th>日平均予測濃度</th> <th>環境保全に関する目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0045 以下</td> <td>0.0072 以下</td> <td>日平均値 0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0151 以下</td> <td>0.0345 以下</td> <td>日平均値 0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0241 以下</td> <td>0.0521 以下</td> <td>日平均値 0.10 以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.0525 以下</td> <td></td> <td>年平均値 0.6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(短期評価：逆転層発生時)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物質</th> <th>1時間値の予測濃度</th> <th>環境保全に関する目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0232</td> <td>1時間値 0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0654</td> <td>1時間値 0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.1177</td> <td>1時間値 0.20 以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.1571</td> <td>0.6 以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0125</td> <td>1時間 0.02 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 ダイオキシン類は、短期濃度の環境基準がないため年平均値 0.6 と比較した</p>	対象物質	日平均予測濃度	環境保全に関する目標	二酸化窒素 (ppm)	0.0330 以下	日平均値 0.04 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0596 以下	日平均値 0.10 以下	対象物質	年平均予測濃度	日平均予測濃度	環境保全に関する目標	二酸化硫黄 (ppm)	0.0045 以下	0.0072 以下	日平均値 0.04 以下	二酸化窒素 (ppm)	0.0151 以下	0.0345 以下	日平均値 0.04 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0241 以下	0.0521 以下	日平均値 0.10 以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0525 以下		年平均値 0.6 以下	対象物質	1時間値の予測濃度	環境保全に関する目標	二酸化硫黄 (ppm)	0.0232	1時間値 0.1 以下	二酸化窒素 (ppm)	0.0654	1時間値 0.1 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.1177	1時間値 0.20 以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.1571	0.6 以下	塩化水素 (ppm)	0.0125	1時間 0.02 以下	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 廃棄物搬出入車両等による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地を避けたルートの設定 交通規制の遵守の要請 暖機運転(アイドリング)の低減の要請 焼却灰等の溶融固化 コンテナ車等の使用による搬出時の焼却灰等の飛散防止 <p>(2) 焼却施設の稼働に伴う排出ガスによる影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 排ガス濃度の低減(計画値の設定) 大気汚染物質の連続測定 適正な排ガス処理の実施 適正な運転管理の実施 ごみの分別に伴う焼却ごみの減量化対策 平滑化した運転の励行 	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 環境への影響の緩和に係る評価</p> <p>左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価</p> <p>すべての予測項目において、環境保全に関する基準又は目標を達成していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気汚染に係る環境基準 ダイオキシン類に係る環境基準 (大気) 有害大気汚染物質 (ベンゼン等)に係る環境基準等
測定項目	年間平均値																																																								
二酸化窒素 (ppm)	0.013～0.016																																																								
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.018～0.021																																																								
対象物質	日平均予測濃度	環境保全に関する目標																																																							
二酸化窒素 (ppm)	0.0330 以下	日平均値 0.04 以下																																																							
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0596 以下	日平均値 0.10 以下																																																							
対象物質	年平均予測濃度	日平均予測濃度	環境保全に関する目標																																																						
二酸化硫黄 (ppm)	0.0045 以下	0.0072 以下	日平均値 0.04 以下																																																						
二酸化窒素 (ppm)	0.0151 以下	0.0345 以下	日平均値 0.04 以下																																																						
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0241 以下	0.0521 以下	日平均値 0.10 以下																																																						
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0525 以下		年平均値 0.6 以下																																																						
対象物質	1時間値の予測濃度	環境保全に関する目標																																																							
二酸化硫黄 (ppm)	0.0232	1時間値 0.1 以下																																																							
二酸化窒素 (ppm)	0.0654	1時間値 0.1 以下																																																							
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.1177	1時間値 0.20 以下																																																							
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.1571	0.6 以下																																																							
塩化水素 (ppm)	0.0125	1時間 0.02 以下																																																							

表 5-1(2) 総合評価

項目	現況調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																				
騒音	<p>(1) 総合騒音・特定騒音</p> <p>対象実施区域周辺の調査地点（4地点）での四季における総合騒音・特定騒音の測定結果は、下表に示すとおりであった。</p> <p>なお、St.4の夜間に騒音レベルが環境基準値を超過しているが、これは夏季における水田のカエルの鳴き声が原因である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>昼間 6時～22時</th> <th>夜間 22時～6時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>St.1 北側境界線上</td> <td>65 dB(A)</td> <td>55 dB(A)</td> </tr> <tr> <td>St.2 西側境界線上</td> <td>53 dB(A)</td> <td>43 dB(A)</td> </tr> <tr> <td>St.3 西側0.1km</td> <td>51 dB(A)</td> <td>44 dB(A)</td> </tr> <tr> <td>St.4 北側0.1km</td> <td>53 dB(A)</td> <td>61 dB(A)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：四季の調査の最大値を示す 網掛けは環境基準値を超過した結果</p>	調査地点	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時	St.1 北側境界線上	65 dB(A)	55 dB(A)	St.2 西側境界線上	53 dB(A)	43 dB(A)	St.3 西側0.1km	51 dB(A)	44 dB(A)	St.4 北側0.1km	53 dB(A)	61 dB(A)	<p>【工事】</p> <p>(1) 工事関係車両による影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測値</th> <th>環境保全に関する目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道若里村山堤防線 (落合橋北詰交差点)</td> <td>54 dB(A)</td> <td>65 dB(A)以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：住宅地側についての予測値を記載</p> <p>(2) 建設作業による影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>対象</th> <th>予測値</th> <th>環境保全に関する目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西側敷地境界</td> <td>特定建設作業(L_{A5})</td> <td>59 dB(A)</td> <td>85 dB(A)以下</td> </tr> <tr> <td>近接民家</td> <td>騒音に係る環境基準(L_{Aeq})</td> <td>66 dB(A)</td> <td>65 dB(A)以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：網掛けは環境保全に関する目標を超過した結果</p>	予測地点	予測値	環境保全に関する目標	市道若里村山堤防線 (落合橋北詰交差点)	54 dB(A)	65 dB(A)以下	予測地点	対象	予測値	環境保全に関する目標	西側敷地境界	特定建設作業(L _{A5})	59 dB(A)	85 dB(A)以下	近接民家	騒音に係る環境基準(L _{Aeq})	66 dB(A)	65 dB(A)以下	<p>【工事】</p> <p>(1) 工事関係車両による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地を避けたルートの設定 搬入時間の分散 交通規制の遵守 <p>(2) 建設作業による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事区域に仮囲いを設置 低騒音型機械の使用 建設機械の稼働時間の遵守 	<p>【工事】</p> <p>(1) 環境への影響の緩和に係る評価</p> <p>左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価</p> <p>建設作業による影響は、近接民家で環境保全に関する目標を1dB(A)上回る結果となるが、これは現況の測定結果(St.1)の65dB(A)によるものである。事業による寄与騒音レベルは暗騒音レベルよりも10dB(A)小さく、騒音レベルを押し上げるものではない。</p> <p>また、工事関係車両の走行に伴う影響については、環境保全に関する目標を達成している。</p> <p>このことから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音に係る環境基準 特定建設作業に係る騒音の規制基準 																			
	調査地点	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時																																																					
St.1 北側境界線上	65 dB(A)	55 dB(A)																																																						
St.2 西側境界線上	53 dB(A)	43 dB(A)																																																						
St.3 西側0.1km	51 dB(A)	44 dB(A)																																																						
St.4 北側0.1km	53 dB(A)	61 dB(A)																																																						
予測地点	予測値	環境保全に関する目標																																																						
市道若里村山堤防線 (落合橋北詰交差点)	54 dB(A)	65 dB(A)以下																																																						
予測地点	対象	予測値	環境保全に関する目標																																																					
西側敷地境界	特定建設作業(L _{A5})	59 dB(A)	85 dB(A)以下																																																					
近接民家	騒音に係る環境基準(L _{Aeq})	66 dB(A)	65 dB(A)以下																																																					
騒音	<p>(2) 道路交通騒音</p> <p>対象実施区域周辺の調査地点（4地点）での四季における道路交通騒音の測定結果は、下表に示すとおりであった。</p> <p>なお、St.8の昼間に騒音レベルが環境基準値を上回っているが、これは道路を走行する車両の騒音が原因である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>昼間 6時～22時</th> <th>夜間 22時～6時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>St.5 清掃センター南</td> <td>64 dB(A)</td> <td>56 dB(A)</td> </tr> <tr> <td>St.7 市道大豆島304号</td> <td>56 dB(A)</td> <td>50 dB(A)</td> </tr> <tr> <td>St.8 市道松岡南線</td> <td>66 dB(A)</td> <td>59 dB(A)</td> </tr> <tr> <td>St.9 市道大豆島316号</td> <td>62 dB(A)</td> <td>54 dB(A)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：四季の調査の最大値を示す 網掛けは環境基準値を超過した結果</p>	調査地点	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時	St.5 清掃センター南	64 dB(A)	56 dB(A)	St.7 市道大豆島304号	56 dB(A)	50 dB(A)	St.8 市道松岡南線	66 dB(A)	59 dB(A)	St.9 市道大豆島316号	62 dB(A)	54 dB(A)	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 廃棄物搬入車両による影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測値</th> <th>環境保全に関する目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NO.1 市道若里村山堤防線(東側)</td> <td>52 dB(A)</td> <td rowspan="5">65 dB(A)以下</td> </tr> <tr> <td>NO.2 市道若里村山堤防線(西側)</td> <td>49 dB(A)</td> </tr> <tr> <td>NO.3 市道松岡南線(松岡神社)</td> <td>69 dB(A)</td> </tr> <tr> <td>NO.4 市道松岡南線(北側)</td> <td>68 dB(A)</td> </tr> <tr> <td>NO.5 市道大豆島316号</td> <td>64 dB(A)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：網掛けは環境保全に関する目標を超過した結果 住宅地側についての予測値を記載</p> <p>(2) 施設の稼働による影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測値</th> <th>環境保全に関する目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">NO.1 西側敷地境界</td> <td>朝</td> <td>53 dB(A)</td> <td>50 dB(A)以下</td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td>55 dB(A)</td> <td>60 dB(A)以下</td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td>49 dB(A)</td> <td>50 dB(A)以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>44 dB(A)</td> <td>50 dB(A)以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NO.2 近接民家</td> <td>昼間</td> <td>65 dB(A)</td> <td>65 dB(A)以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>56 dB(A)</td> <td>60 dB(A)以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：網掛けは環境保全に関する目標を超過した結果</p>	予測地点	予測値	環境保全に関する目標	NO.1 市道若里村山堤防線(東側)	52 dB(A)	65 dB(A)以下	NO.2 市道若里村山堤防線(西側)	49 dB(A)	NO.3 市道松岡南線(松岡神社)	69 dB(A)	NO.4 市道松岡南線(北側)	68 dB(A)	NO.5 市道大豆島316号	64 dB(A)	予測地点	予測値	環境保全に関する目標	NO.1 西側敷地境界	朝	53 dB(A)	50 dB(A)以下	昼間	55 dB(A)	60 dB(A)以下	夕	49 dB(A)	50 dB(A)以下	夜間	44 dB(A)	50 dB(A)以下	NO.2 近接民家	昼間	65 dB(A)	65 dB(A)以下	夜間	56 dB(A)	60 dB(A)以下	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 廃棄物搬入車両による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地を避けたルートの設定 交通規制の遵守の要請 <p>(2) 施設の稼働による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音レベルの低減(計画値の設定) 騒音発生機器の適切な防音措置 騒音発生の大きい機器の屋内への設置 作業時間の厳守 機器類の定期的な管理 	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 環境への影響の緩和に係る評価</p> <p>左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価</p> <p>廃棄物搬入車両等の走行による影響については、2地点(NO.3～4)で、環境保全に関する目標値を超過しているものの、供用時に増加する廃棄物搬入車両等はこの地点を通過させないことから、供用時に騒音レベルが増加するものではない。</p> <p>また、施設の稼働による影響は、1地点(NO.1)の朝の時間帯で環境保全に関する目標値を超過しているが、これは、通勤車両等の影響を受けたものであり、施設稼働による騒音レベル寄与値(34.7dB(A))は、目標値を15dB(A)ほど下回っている。</p> <p>このことから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音に係る環境基準 特定工場に係る騒音の規制基準
調査地点	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時																																																						
St.5 清掃センター南	64 dB(A)	56 dB(A)																																																						
St.7 市道大豆島304号	56 dB(A)	50 dB(A)																																																						
St.8 市道松岡南線	66 dB(A)	59 dB(A)																																																						
St.9 市道大豆島316号	62 dB(A)	54 dB(A)																																																						
予測地点	予測値	環境保全に関する目標																																																						
NO.1 市道若里村山堤防線(東側)	52 dB(A)	65 dB(A)以下																																																						
NO.2 市道若里村山堤防線(西側)	49 dB(A)																																																							
NO.3 市道松岡南線(松岡神社)	69 dB(A)																																																							
NO.4 市道松岡南線(北側)	68 dB(A)																																																							
NO.5 市道大豆島316号	64 dB(A)																																																							
予測地点	予測値	環境保全に関する目標																																																						
NO.1 西側敷地境界	朝	53 dB(A)	50 dB(A)以下																																																					
	昼間	55 dB(A)	60 dB(A)以下																																																					
	夕	49 dB(A)	50 dB(A)以下																																																					
	夜間	44 dB(A)	50 dB(A)以下																																																					
NO.2 近接民家	昼間	65 dB(A)	65 dB(A)以下																																																					
	夜間	56 dB(A)	60 dB(A)以下																																																					

表 5-1(3) 総合評価

項目	現況調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																
振 動	<p>(1) 総合振動・特定振動 対象実施区域周辺の調査地点（4地点）での四季における総合振動・特定振動の測定結果は、下表に示すとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>昼間 7時～19時</th> <th>夜間 19時～7時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>St.1 北側境界線上</td> <td>31 dB</td> <td>30 dB 未満</td> </tr> <tr> <td>St.2 西側境界線上</td> <td>30 dB 未満</td> <td>30 dB 未満</td> </tr> <tr> <td>St.3 西側 0.1km</td> <td>30 dB 未満</td> <td>30 dB 未満</td> </tr> <tr> <td>St.4 北側 0.1km</td> <td>30 dB 未満</td> <td>30 dB 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：四季の調査の最大値を示す</p> <p>(2) 道路交通振動 対象実施区域周辺の調査地点（4地点）での四季における道路交通振動の測定結果は、下表に示すとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>昼間 7時～19時</th> <th>夜間 19時～7時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>St.5 清掃センター南</td> <td>40 dB</td> <td>33 dB</td> </tr> <tr> <td>St.7 市道大豆島 304号</td> <td>30 dB 未満</td> <td>30 dB 未満</td> </tr> <tr> <td>St.8 市道松岡南線</td> <td>34 dB</td> <td>30 dB 未満</td> </tr> <tr> <td>St.9 市道大豆島 316号</td> <td>37 dB</td> <td>36 dB</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：四季の調査の最大値を示す</p>	調査地点	昼間 7時～19時	夜間 19時～7時	St.1 北側境界線上	31 dB	30 dB 未満	St.2 西側境界線上	30 dB 未満	30 dB 未満	St.3 西側 0.1km	30 dB 未満	30 dB 未満	St.4 北側 0.1km	30 dB 未満	30 dB 未満	調査地点	昼間 7時～19時	夜間 19時～7時	St.5 清掃センター南	40 dB	33 dB	St.7 市道大豆島 304号	30 dB 未満	30 dB 未満	St.8 市道松岡南線	34 dB	30 dB 未満	St.9 市道大豆島 316号	37 dB	36 dB	<p>【工事】 (1) 工事関係車両による影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測値</th> <th>環境保全に関する目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道若里村山堤防線 (落合橋北詰交差点)</td> <td>46 dB</td> <td>65 dB 以</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建設作業による影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>対 象</th> <th>予測値</th> <th>環境保全に関する目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西側敷地境界</td> <td>特定作業(L₁₀)</td> <td>56 dB</td> <td>75 dB 以下</td> </tr> <tr> <td>近接民家</td> <td>人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値</td> <td>44 dB</td> <td>55 dB 以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測値	環境保全に関する目標	市道若里村山堤防線 (落合橋北詰交差点)	46 dB	65 dB 以	予測地点	対 象	予測値	環境保全に関する目標	西側敷地境界	特定作業(L ₁₀)	56 dB	75 dB 以下	近接民家	人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値	44 dB	55 dB 以下	<p>【工事】 (1) 工事関係車両による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地を避けたルートの設定 ・搬入時間の分散 ・交通規制の遵守 <p>(2) 建設作業による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低振動型機械の使用 ・建設機械の稼働時間の遵守 	<p>【工事】 (1) 環境への影響の緩和に係る評価 左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価 すべての予測項目において、環境保全に関する目標を達成していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通振動の要請限度 ・特定建設作業に係る振動の規制基準 ・振動の感覚閾値
	調査地点	昼間 7時～19時	夜間 19時～7時																																																	
St.1 北側境界線上	31 dB	30 dB 未満																																																		
St.2 西側境界線上	30 dB 未満	30 dB 未満																																																		
St.3 西側 0.1km	30 dB 未満	30 dB 未満																																																		
St.4 北側 0.1km	30 dB 未満	30 dB 未満																																																		
調査地点	昼間 7時～19時	夜間 19時～7時																																																		
St.5 清掃センター南	40 dB	33 dB																																																		
St.7 市道大豆島 304号	30 dB 未満	30 dB 未満																																																		
St.8 市道松岡南線	34 dB	30 dB 未満																																																		
St.9 市道大豆島 316号	37 dB	36 dB																																																		
予測地点	予測値	環境保全に関する目標																																																		
市道若里村山堤防線 (落合橋北詰交差点)	46 dB	65 dB 以																																																		
予測地点	対 象	予測値	環境保全に関する目標																																																	
西側敷地境界	特定作業(L ₁₀)	56 dB	75 dB 以下																																																	
近接民家	人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値	44 dB	55 dB 以下																																																	
	<p>【存在・供用】 (1) 廃棄物搬入車両による影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測値</th> <th>環境保全に関する目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NO.1 市道若里村山堤防線（東側）</td> <td>46 dB</td> <td rowspan="5">65 dB 以下</td> </tr> <tr> <td>NO.2 市道若里村山堤防線（西側）</td> <td>44 dB</td> </tr> <tr> <td>NO.3 市道松岡南線（松岡神社）</td> <td>48 dB</td> </tr> <tr> <td>NO.4 市道松岡南線（北側）</td> <td>49 dB</td> </tr> <tr> <td>NO.5 市道大豆島 316号</td> <td>44 dB</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施設の稼働による影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>対 象</th> <th colspan="2">予測値</th> <th>環境保全に関する目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">西側敷地境界</td> <td rowspan="2">特定作業(L₁₀)</td> <td>昼間</td> <td>50 dB</td> <td>65 dB 以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>50 dB</td> <td>60 dB 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近接民家</td> <td rowspan="2">人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値</td> <td>昼間</td> <td>40 dB</td> <td rowspan="2">55 dB 以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>40 dB</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測値	環境保全に関する目標	NO.1 市道若里村山堤防線（東側）	46 dB	65 dB 以下	NO.2 市道若里村山堤防線（西側）	44 dB	NO.3 市道松岡南線（松岡神社）	48 dB	NO.4 市道松岡南線（北側）	49 dB	NO.5 市道大豆島 316号	44 dB	予測地点	対 象	予測値		環境保全に関する目標	西側敷地境界	特定作業(L ₁₀)	昼間	50 dB	65 dB 以下	夜間	50 dB	60 dB 以下	近接民家	人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値	昼間	40 dB	55 dB 以下	夜間	40 dB	<p>【存在・供用】 (1) 廃棄物搬入車両による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地を避けたルートの設定 ・交通規制の遵守 <p>(2) 施設の稼働による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動レベルの低減(計画値の設定) ・振動発生機器の適切な防振措置 ・機器類の定期的な管理 	<p>【存在・供用】 (1) 環境への影響の緩和に係る評価 左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価 すべての予測項目において、環境保全に関する目標を達成していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通振動の要請限度 ・特定工場に係る振動の規制基準 ・振動の感覚閾値 															
予測地点	予測値	環境保全に関する目標																																																		
NO.1 市道若里村山堤防線（東側）	46 dB	65 dB 以下																																																		
NO.2 市道若里村山堤防線（西側）	44 dB																																																			
NO.3 市道松岡南線（松岡神社）	48 dB																																																			
NO.4 市道松岡南線（北側）	49 dB																																																			
NO.5 市道大豆島 316号	44 dB																																																			
予測地点	対 象	予測値		環境保全に関する目標																																																
西側敷地境界	特定作業(L ₁₀)	昼間	50 dB	65 dB 以下																																																
		夜間	50 dB	60 dB 以下																																																
近接民家	人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値	昼間	40 dB	55 dB 以下																																																
		夜間	40 dB																																																	

表 5-1(4) 総合評価

項目	現況調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																											
低周波音	<p>(1) 低周波音レベル</p> <p>対象実施区域周辺の調査地点（6地点）での四季における低周波音の測定結果は、下表に示すとおりであった。</p> <p style="text-align: right;">単位：dB(G)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>朝</th> <th>昼間</th> <th>夕</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>St.1</td> <td>74</td> <td>78</td> <td>73</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>St.2</td> <td>69</td> <td>71</td> <td>70</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>St.3</td> <td>69</td> <td>71</td> <td>66</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>St.4</td> <td>71</td> <td>79</td> <td>71</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>St.5</td> <td>73</td> <td>76</td> <td>72</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>St.6</td> <td>69</td> <td>71</td> <td>66</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：四季の調査の最大値を示す</p>	調査地点	朝	昼間	夕	夜間	St.1	74	78	73	73	St.2	69	71	70	67	St.3	69	71	66	65	St.4	71	79	71	69	St.5	73	76	72	72	St.6	69	71	66	64	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 施設の稼働による影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測値</th> <th>環境保全に関する目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西側敷地境界</td> <td>85 dB(G)</td> <td rowspan="2">90 dB(G)以下</td> </tr> <tr> <td>近接民家</td> <td>80 dB(G)</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測値	環境保全に関する目標	西側敷地境界	85 dB(G)	90 dB(G)以下	近接民家	80 dB(G)	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 施設の稼働による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低周波音発生機器の屋内への設置 ・低周波音発生機器の防振対策 ・機器類の定期的な管理 	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 環境への影響の緩和に係る評価</p> <p>左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価</p> <p>予測結果は、環境保全に関する目標を達成していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低周波音（G特性）の感覚閾値
調査地点	朝	昼間	夕	夜間																																											
St.1	74	78	73	73																																											
St.2	69	71	70	67																																											
St.3	69	71	66	65																																											
St.4	71	79	71	69																																											
St.5	73	76	72	72																																											
St.6	69	71	66	64																																											
予測地点	予測値	環境保全に関する目標																																													
西側敷地境界	85 dB(G)	90 dB(G)以下																																													
近接民家	80 dB(G)																																														
悪臭	<p>(1) 悪臭調査結果</p> <p>対象事業実施区域の敷地境界線上の4地点で実施した特定悪臭物質（22物質）については、全ての調査時期でいずれの地点とも、定量下限値未満であった。</p> <p>対象事業実施区域の敷地境界線上の4地点と卓越風向の風上風下の5地点で実施した臭気指数については、St.5地点（風間保育園グラウンド）で最大11が測定されたが、これは近隣田畑の肥料の影響であった。なお、臭気強度については、数地点で野焼き等の影響により臭気強度1が測定された。</p>	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 煙突排ガス臭気による影響</p> <p>最大着地濃度地点における予測結果は、臭気濃度10未満、臭気指数10未満となる。</p> <p>(2) 施設から漏洩する臭気による影響</p> <p>類似施設における施設漏洩臭気の防止対策とその調査結果を参考にしたところ、敷地境界における臭気は、臭気指数10未満、臭気強度2(閾値)以下となっており、これら実績のある対策を行うことで、工場内の臭気が外部へ漏洩することは少なく、敷地境界における規制基準値等を下回るものと考えられる。</p> <p>(3) 廃棄物搬入車両の臭気による影響</p> <p>既存資料の廃棄物搬入車両からの臭気測定結果を参考に予測したところ、廃棄物搬入車両の走行に伴う臭気の漏洩は少ないと思われる。</p>	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 煙突排ガス臭気による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排ガスからの臭気物質濃度の低減(計画値の設定) ・適切な排ガス処理の実施 <p>(2) 施設から漏洩する臭気による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみピット内空気を燃焼用空気に使用 ・搬入扉の設置 ・全炉休止時に使用する脱臭装置の設置 ・エアカーテンの設置 ・投入扉は投入時のみ開放 ・ごみピット内を負圧に保持 ・密閉性を高くした建物構造にする <p>(3) 廃棄物搬入車両の臭気による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地を避けたルートの設定 ・廃棄物搬入車両の洗車場の屋内設置と洗車の実施 ・場内道路の適宜洗浄 	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 環境への影響の緩和に係る評価</p> <p>左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価</p> <p>予測結果は、環境保全に関する目標を達成していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法に基づく規制基準（特定悪臭物質濃度） ・現況の臭気指数 																																											

表 5-1(5) 総合評価

項目	現況調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
水質	<p>(1) 平常時調査 工事中の掘削工事に伴う地下水の放流先となる河川水質の生活環境項目については、生物化学的酸素要求量 (BOD)、溶存酸素 (DO) 及び大腸菌群数が環境基準値を超過している結果であった。 なお、健康項目及びダイオキシン類については、環境基準値を達成していた。</p> <p>(2) 降雨時調査 雨水放流先となる河川の降雨時の濁り(浮遊物質量(SS))は、St. 1 地点で 59~120mg/l、St. 2 地点で 32~170mg/l、St. 3 地点で 80~320mg/l であり、通常発生する平年的な降雨量の規模においても、浮遊物質量は高い値を示していた。</p>	<p>【工事】</p> <p>(1) 平常時における掘削工事による影響 掘削工事に伴う湧水は、地下水位を下げるため揚水ポンプにより地下水を揚水したものであり、濁りはほとんどないものと考えられる。</p> <p>(2) 降雨時における掘削工事及び舗装・コンクリート工事による影響 降雨時(降雨量 28.5mm/日を採用)の発生濁水量は、320 m³/日と推定される。 放流先の水質を維持するため浮遊粒子物質量 50mg/L とした場合、滞留時間 27.9 時間を確保するための総貯水量の規模としては、約 372m³(320m³/日×27.9hr/24hr)の容量が必要と予測され、放流先河川の St. 1 の浮遊物質量は 81.4mg/L となり、現況の降雨時水質を悪化させるものではないと予測される。</p>	<p>【工事】</p> <p>(1) 平常時における掘削工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 揚水量を低減する掘削工法等の検討 掘削深度の最小化 濁水を抑制する取水方法の選定 湧水の濁水化防止 湧水の濁りの監視 <p>(2) 降雨時における掘削工事及び舗装・コンクリート工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区外流出抑制対策の実施 仮設沈砂池の設置 雨水排水の濁りの監視 凝集剤による土壌の沈殿促進 	<p>【工事】</p> <p>(1) 環境への影響の緩和に係る評価 左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価 予測結果は、環境保全に関する目標を達成していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平常時：水質に係る環境基準（浮遊物質量） 降雨時：現況の降雨時の水質（浮遊物質量）
水象	<p>(1) 地下水利用の状況 対象事業実施区域周辺における地下水を揚水している施設は、対象事業実施区域から半径 500m の範囲内には 3 施設、その周辺に 2 施設が存在する。 また、対象事業実施区域から半径 500m の範囲における既存井戸を所有する民家における主な利用目的は、手洗い・農業用水・洗車等であり、飲用の井戸は確認されなかった。</p> <p>(2) 地下水位の状況 対象事業実施区域内の地下水位観測井の水位は、年平均で地表から-3.22~-3.54m となっていた。また、各地点の地下水位はおよそ 342 TP.m とほとんど同じ高さであり、年間の地下水位の変動幅は 0.78~1.05m であった。</p> <p>(3) 地下水の流れの状況 現況調査の水位観測結果により、対象事業実施区域での地下水の流れとしては、全体として南西から北東方向への流向が想定された。</p> <p>(4) 地質の状況 深度 0~15m の地質をみると、表土を除いてほとんどが砂礫であり、一部礫混じり砂等もみられる。また、対象事業実施区域内及びその周辺は、過去の航空写真（昭和 50 年）では樹林地及び農用地であった。</p>	<p>【工事】</p> <p>(1) 揚水量及び影響範囲 計画施設の地下構造物設置のための掘削深を地下 9.1m とした場合に、必要な揚水量は 39,917m³/日と予測される。また、その時の地下水位低下の影響範囲 約 930m と予測される。</p> <p>【存在・供用】</p> <p>(1) 計画施設の稼働による影響 対象事業実施区域における地層は砂礫等から形成され、透水係数は 1.90×10⁻³ m/sec である。この透水係数等の水理地質条件による揚水量と地下水位の低下量の関係より、存在・供用時における地下水の揚水量(350 m³/日)を十分確保できるものと推定される。 また、既存施設の清掃センターの地下水揚水に伴う影響も生じていないことから、本事業の供用に伴う地下水位の影響は少なく、周辺に及ぼす影響は小さいものと予測される。</p>	<p>【工事】</p> <p>(1) 揚水量及び影響範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 揚水量を低減する掘削工法等の検討 掘削深度の最小化 止水矢板等の設置による影響範囲の最小化 地下水位モニタリングの実施 <p>【存在・供用】</p> <p>(1) 計画施設の稼働による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 影響を最小化できる揚水井戸位置の選定 安全揚水量の検討 利用井戸における地下水位の監視 	<p>【工事及び存在・供用】</p> <p>(1) 環境への影響の緩和に係る評価 左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価 工事中に揚水量を低減する対策を行わない場合、周辺地域において地下水位の低下が生じることが想定される。計画施設の建設工事にあたっては、左記の環境保全措置を実施することで、周辺地域における地下水位低下の影響を最小化あるいは低減させることとする。 また、施設の稼働による取水障害等の影響はほとんどないと予想される。 以上のことから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の生活環境に著しい影響を与えないこと

表 5-1(6) 総合評価

項目	現況調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
<p style="text-align: center;">土 壌 汚 染</p>	<p>(1) 土壌汚染調査結果</p> <p>対象事業実施区域内と煙突排ガスの影響を受ける調査地点(2地点)での土壌環境基準項目の測定結果は、全ての地点において、環境基準を下回る結果であった。</p> <p>また、対象事業実施区域とその周辺の全12地点で実施したダイオキシン類測定結果は0.046~8.3pg-TEQ/g(平均3.1pg-TEQ/g)と全ての地点で環境基準値(1,000pg-TEQ/g)を下回る結果であった。</p>	<p>【工事】</p> <p>(1) 工事による影響</p> <p>計画施設の建設に伴う掘削工事においては、土砂を搬出する計画であるが、現況調査の結果として対象事業実施区域においては汚染土壌がなく、掘削した土壌を対象事業実施区域外に搬出した場合においても周辺環境への影響はないと予測する。</p>	<p>【工事】</p> <p>(1) 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂搬出車両荷台のシート覆い ・土砂運搬車両等のタイヤ洗浄 ・工事中出入り口の路面洗浄 ・工事区域への散水 	<p>【工事及び存在・供用】</p> <p>(1) 環境への影響の緩和に係る評価</p> <p>左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価</p> <p>予測結果は、環境保全に関する目標を達成していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌の汚染に係る環境基準 ・ダイオキシン類に係る環境基準(土壌) ・廃棄物処理残さにおける法規制値、溶出基準値及び含有量の基準
	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 施設の稼働による影響</p> <p>計画施設の稼働により最も影響を受ける最大着地濃度地点では、現況に比べて0.25pg-TEQ/g程度増加することが考えられる。ただし、この値は、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準を定めている環境基準として、土壌中のダイオキシン類について設定されている1,000pg-TEQ/gに比べて、非常に小さい桁での変動であり、現況濃度を著しく悪化させるものではない。</p> <p>廃棄物については、法規制値、溶出基準及び含有量の基準に基づいて管理を行う計画である。この管理基準を維持することにより、供用時の廃棄物の搬出に伴う土壌汚染への影響は小さいと予測される。</p>	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 施設の稼働による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排ガス濃度の低減(計画値の設定) ・排ガス濃度(ダイオキシン類)の管理 ・コンテナ車等の使用による搬出時の焼却灰等の飛散防止 ・灰溶融による有害物質の溶出の抑制 ・磁力選別機を設け、灰溶融施設の安定溶融の実施 		
<p style="text-align: center;">地 盤 沈 下</p>	<p>(1) 地盤沈下の状況</p> <p>「長野県環境白書平成22年度版」によると、長野市内における地盤沈下については認められていない。</p> <p>また、対象事業実施区域内及びその周辺においても地盤沈下は発生していない。</p> <p>(2) 地質の状況</p> <p>対象事業実施区域においては、地下水以深の脱水によって著しく圧密沈下を起こすような軟弱粘性土や有機質土は分布していない。</p>	<p>【工事】</p> <p>(1) 工事による影響</p> <p>対象事業実施区域内及びその周辺のボーリング調査結果から、表土を除いてほとんどが砂礫であり、圧密沈下を起こすような軟弱な粘性土や有機質土は分布していない。</p> <p>ただし、広域的には、対象事業実施区域北東側に泥がち堆積物の分布があるとされている。このことから、止水対策を行わず地下水を大量に揚水した場合、地下水位が低下することにより、泥がち堆積物の地域において地盤沈下の影響が生じることが懸念される。</p>	<p>【工事】</p> <p>(1) 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揚水量を低減する掘削工法等の検討 ・掘削深度の最小化 ・止水矢板等の設置による影響範囲の最小化 ・地下水位モニタリングの実施 ・流動化物を採取しない揚水方法の採用 	<p>【工事及び存在・供用】</p> <p>(1) 環境への影響の緩和に係る評価</p> <p>左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価</p> <p>工事中に揚水量を低減する止水対策等を実施しない場合は、地下水位が低下することにより、地盤沈下の影響が生じることが懸念されるため、左記に示す環境保全措置を実施し、地下水位低下の影響を緩和させることとする。</p> <p>また、地下水位のモニタリングによって、地下水位の著しい低下が確認された場合には、回復措置を講じることから、地下水位低下に伴う地盤沈下は生じないもの考えられる。</p> <p>存在・供用時の予測結果は、環境保全に関する目標を達成している。</p> <p>以上のことから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生活環境に著しい影響を与えないこと
	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 施設の稼働による影響</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の地質構造は、計画施設の地下水の揚水量(350m³/日)を安全に汲み上げることが可能な地下水量を有している地層である。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺部において、長野市清掃センターで170m³/日、サンマリーンながので170m³/日の地下水を取水しているが、地盤沈下は発生していない。</p> <p>さらに、対象事業実施区域内及びその周辺の地質構造をみると、圧密沈下を起こすような軟弱な粘性土や有機質土は分布していない。</p> <p>このことにより、地下水の揚水による地盤沈下の影響はほとんどないと予測される。</p>	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 施設の稼働による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動化物を採取しない揚水方法の採用 ・安全揚水量の検討 		

表 5-1(7) 総合評価

項目	現況調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
植 物	<p>(1) 植物相調査 対象事業実施区域内では 111 種が確認され、犀川河川敷を含む対象事業実施区域外では 423 種が確認された。 合計 88 科 267 属 430 種の植物が確認された。</p> <p>(2) 活力度調査 調査対象のうち、犀川河川敷内のコゴメヤナギ (2 個体) については、生育状況等の異常は見られなかった。エノキ (1 個体) は樹形にやや乱れがあった。</p> <p>(3) 植生調査 犀川河川敷にはヤナギ林、オニグルミ林等の河畔林、ヨシ等の湿性植物群落等の自然的環境が分布し、加えて畑、果樹園等の緑地環境が存在する。 また、対象事業実施区域周辺の堤内地は、大部分が住宅、事業用地等の市街地となっており、緑地環境としては一部に農地が分布するのみとなっている。 なお、対象事業実施区域内は、北側が草地、南側がサンマリーナがの施設用地となっており、植栽樹以外に樹林は存在しない。</p> <p>(4) 注目すべき植物種 対象事業実施区域及びその周辺部の犀川河川敷での現地調査で確認された植物のうち、注目すべき植物種は、7 科 9 種を確認した。 なお、対象事業実施区域内では、注目すべき植物種及び注目すべき群落は確認されなかった。</p>	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 緑化の影響 計画施設の建設により、対象事業実施区域の緑地面積は 0.8ha 減少するが、消失する対象事業実施区域内の草地はヒメジョオン等が生育する人工の雑草群落であり、対象事業実施区域内における緑化機能は低いものである。 以上のことから、緑地面積や植物の持つ保全機能等への影響は小さいと予測される。</p> <p>(2) 施設の稼働による影響 緑地面積は 0.8ha 減少するが、植物の持つ保全機能等への影響は小さいと予測される。 焼却施設の稼働に伴い発生する大気汚染物質の植物生育への間接的な影響は小さい。 また、既存の長野市清掃センターが稼働している状況においても、活力度の指標とした、南側の犀川堤外地に生育するコゴメヤナギやエノキに、ほとんど異常はみられず、植物被害も報告されていない。 以上のことから、焼却施設の稼働が周辺の植物相、植生及び注目すべき植物に及ぼす影響の程度は、ほとんどないと考えられる。</p>	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 緑化の影響 ・公共施設としてふさわしい規模の緑化 ・現存植生等を考慮した植栽及び緑化 ・屋上緑化・壁面緑化</p> <p>(2) 施設の稼働による影響 ・排ガス濃度の低減(計画値の設定)</p>	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 環境への影響の緩和に係る評価 左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価 予測結果は、環境保全に関する目標を達成していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発等に際し、周辺の自然環境との調和を図る ・現況の生態系を保全し、生物多様性を確保する ・希少な植物の生息環境を悪化させる行為しない ・敷地の 20%以上の緑化、屋上緑化・壁面緑化等の新しい緑化手法を検討・活用

表 5-1(8) 総合評価

項目	現況調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																																																																						
動物	<p>(1) 動物相調査 現況調査の結果、以下の動物種が確認された。</p> <table border="1"> <tr><td>哺乳類</td><td>6目</td><td>8科</td><td>14種</td></tr> <tr><td>鳥類</td><td>15目</td><td>35科</td><td>84種</td></tr> <tr><td>爬虫類</td><td>2目</td><td>4科</td><td>7種</td></tr> <tr><td>両生類</td><td>1目</td><td>3科</td><td>5種</td></tr> <tr><td>魚類</td><td>6目</td><td>9科</td><td>18種</td></tr> <tr><td>陸生昆虫類</td><td>15目</td><td>172科</td><td>769種</td></tr> <tr><td>水生昆虫類</td><td>6目</td><td>26科</td><td>57種</td></tr> <tr><td>陸産貝類</td><td>1目</td><td>9科</td><td>22種</td></tr> <tr><td>底生動物</td><td>4門5綱</td><td>11目</td><td>14科</td><td>24種</td></tr> </table> <p>(2) 注目すべき動物種 現況調査の結果、以下の注目すべき動物種が確認された。</p> <table border="1"> <tr><td>哺乳類</td><td></td><td></td><td>0種</td></tr> <tr><td>鳥類</td><td>10目</td><td>15科</td><td>25種</td></tr> <tr><td>爬虫類</td><td>1目</td><td>1科</td><td>1種</td></tr> <tr><td>両生類</td><td>1目</td><td>1科</td><td>2種</td></tr> <tr><td>魚類</td><td>6目</td><td>6科</td><td>7種</td></tr> <tr><td>昆虫類</td><td>2目</td><td>7科</td><td>9種</td></tr> <tr><td>陸産貝類</td><td>1目</td><td>2科</td><td>2種</td></tr> <tr><td>底生動物</td><td>2門2綱</td><td>4目</td><td>5科</td><td>5種</td></tr> </table> <p>対象事業実施区域内においては、哺乳類、爬虫類、両生類、魚類、陸生昆虫、水生昆虫、陸産貝類及び底生動物の注目すべき動物種は確認されなかった。</p> <p>なお、鳥類については、対象事業実施区域の上空に飛来した状況を確認したが、対象事業実施区域を含む堤内地で営巣は確認されていない。</p>	哺乳類	6目	8科	14種	鳥類	15目	35科	84種	爬虫類	2目	4科	7種	両生類	1目	3科	5種	魚類	6目	9科	18種	陸生昆虫類	15目	172科	769種	水生昆虫類	6目	26科	57種	陸産貝類	1目	9科	22種	底生動物	4門5綱	11目	14科	24種	哺乳類			0種	鳥類	10目	15科	25種	爬虫類	1目	1科	1種	両生類	1目	1科	2種	魚類	6目	6科	7種	昆虫類	2目	7科	9種	陸産貝類	1目	2科	2種	底生動物	2門2綱	4目	5科	5種	<p>【工事】 (1) 工事による影響 工事の実施により、建設作業機械の稼働に伴う排ガス、騒音及び振動の影響と工事区域から排出される揚水、雨水排水による河川への影響が考えられる。 犀川堤防上の市道若里村山堤防線は交通量が多く、現況においても自動車走行に伴う排気ガス、騒音、振動等の影響が動物の生息環境である犀川左岸の堤外地に及んでいると考えられる。 以上のことから工事中の大気質、騒音、振動の影響は、動物の生息環境を悪化させるものではない。 また、工事中に濁水が発生することが考えられるが、水質の予測結果では、現況の生息環境を著しく悪化させることはなく、影響の程度は小さいと考えられる。</p>	<p>【工事】 「大気質」、「騒音」、「振動」、「水質」及び「植物」の工事に示した環境保全措置を実施する。</p>	<p>【工事及び存在・供用】 (1) 環境への影響の緩和に係る評価 左記の環境保全措置を実施することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価 予測結果は、環境保全に関する目標を達成していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p>
	哺乳類	6目	8科	14種																																																																						
鳥類	15目	35科	84種																																																																							
爬虫類	2目	4科	7種																																																																							
両生類	1目	3科	5種																																																																							
魚類	6目	9科	18種																																																																							
陸生昆虫類	15目	172科	769種																																																																							
水生昆虫類	6目	26科	57種																																																																							
陸産貝類	1目	9科	22種																																																																							
底生動物	4門5綱	11目	14科	24種																																																																						
哺乳類			0種																																																																							
鳥類	10目	15科	25種																																																																							
爬虫類	1目	1科	1種																																																																							
両生類	1目	1科	2種																																																																							
魚類	6目	6科	7種																																																																							
昆虫類	2目	7科	9種																																																																							
陸産貝類	1目	2科	2種																																																																							
底生動物	2門2綱	4目	5科	5種																																																																						
<p>【存在・供用】 (1) 緑化による影響 存在・供用時の対象事業実施区域内における動物の生息環境は、改変されなかった人工草地と植栽等を施された緑地になる。現時点では植栽樹種等の緑化計画は未定であるが、緑化に際しては、生態系に影響を与えるような外来種を使用せず、周辺植生の構成と調和する植栽等を行うことで、動物の生息環境に及ぼす影響は小さいと考えられる。このことから、緑化後における動物相の生息環境の変化の程度は小さいと予測される。</p> <p>(2) 施設の稼働による影響 施設の稼働に伴って発生する騒音・振動レベルは、対象事業実施区域と動物の生息環境である犀川左岸の間に位置する市道若里村山堤防線を走行する自動車から発生する騒音・振動レベルよりも小さい。なお、施設の稼働時に発生する排水は雨水排水だけであり、降雨時の堤外地水路の水質を悪化させるものではない。 また、注目すべき動物種の主たる生息環境は犀川河岸の緑地、水面であることから施設の稼働による影響はない。 以上のことから、焼却施設の稼働が周辺の動物相及び動物の生息環境に及ぼす影響の程度は小さいと考えられる。</p>	<p>【存在・供用】 「大気質」、「騒音」、「振動」及び「植物」の存在・供用に示した環境保全措置を実施する。</p>	<p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発等に際し、周辺の自然環境との調和を図る ・現況の生態系を保全し、生物多様性を確保する ・希少な動物の生息環境を悪化させる行為しない ・敷地の20%以上の緑化、屋上緑化・壁面緑化等の新しい緑化手法を検討・活用 																																																																								

表 5-1(9) 総合評価

項目	現況調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
生態系	<p>(1) 代表的な環境と生物群集の相関関係</p> <p>調査地域内の代表的な樹林地(湿性林、ハリエンジュ林)、草地(湿性草地、乾性草地)、農地、開放水域及び人工草地在それぞれの生態系を支える単位として分布している。</p> <p>特に湿性林は多くの植物種、動物種が確認されており、犀川河川敷の生物多様性を構成するうえで重要な環境単位となっている。</p> <p>(2) 代表的な環境と生物個体数の相関関係</p> <p>動物調査のうち、鳥類ラインセンサスの結果によると、対象事業実施区域近傍の市街地では、スズメ、ムクドリ、カラス類等市街地に生息する種を確認できたが、確認個体数は少ない。</p> <p>犀川左岸は、湿性林、ハリエンジュ林、乾燥草地、農地等などの多様な環境であり、確認個体数は比較的多い。</p> <p>犀川右岸は、解放水面、耕作地、湿性林、乾燥草地などの多様な環境であり、冬季に冬鳥が多く確認され、確認個体数は比較的多い。</p>	<p>【工事】</p> <p>(1) 工事による影響</p> <p>対象事業実施区域内で確認された生態系の指標種は上位種のチョウゲンボウのみである。ただし、対象事業実施区域の人工草地では犀川河川敷と比較すると、チョウゲンボウの餌となる鳥類の個体数は少ないことから、主要な狩り場ではなく、補足的な利用と考えられる。主要な狩り場は鳥類の個体数が多い河川敷である。その他の上位性及び典型性の指標種の主な生息・生育環境は、犀川河川敷内の堤外地の樹林地や草地等である。このため、工事の実施により対象事業実施区域内の人工草地在が改変されるものの、対象事業実施区域周辺の生態系に影響を及ぼすことはない予測される。</p>	<p>【工事】</p> <p>「大気質」、「騒音」、「振動」、「水質」、「植物」及び「動物」の工事による影響に示した環境保全措置を実施する。</p>	<p>【工事及び存在・供用】</p> <p>(1) 環境への影響の緩和に係る評価</p> <p>左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価</p> <p>予測結果は、環境保全に関する目標を達成していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標]</p> <p>長野市環境基本計画後期計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発等に際し、周辺の自然環境との調和を図る ・現況の生態系を保全し、生物多様性を確保する ・希少な動植物の生息環境を悪化させる行為はない
		<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 施設の稼働による影響</p> <p>存在・供用時の対象事業実施区域内における動物の生息環境は、改変されなかった人工草地と植栽等を施された緑地になる。現時点では植栽樹種等の緑化計画は未定であるが、緑化に際しては、生態系に影響を与えるような外来種を使用せず、周辺植生の構成と調和する植栽等を行うことで、動植物の生息・生育環境に及ぼす影響は小さいと考えられる。このことから、緑化後における生態系の指標種の生息環境の変化の程度は小さいと予測される。</p> <p>また、対象事業実施区域内で確認された生態系の上位性及び典型性の指標種は上位性のチョウゲンボウのみである。ただし、鳥類ラインセンサス結果より、対象事業実施区域の人工草地では犀川河川敷と比較すると、チョウゲンボウの餌となる鳥類の個体数は少ないことから、主要な狩り場ではなく、補足的な利用と考えられる。主要な狩り場は鳥類の個体数が多い河川敷である。</p> <p>その他の上位性及び典型性の指標種の主な生息・生育環境は、犀川河川敷内の堤外地の樹林地や草地等である。</p> <p>「4-10 植物」及び「4-11 動物」の予測結果より、施設の稼働による排ガス、騒音等の影響は現況の生息環境を著しく悪化させることはなく、生態系への影響を及ぼすことはない予測される。</p>	<p>【存在・供用】</p> <p>「大気質」、「騒音」、「振動」、「植物」及び「動物」の存在・供用に示した環境保全措置を実施する。</p>	

表 5-1(10) 総合評価

項目	現況調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																
景観	<p>(1) 景観資源の状況</p> <p>景観資源としては、自然的要素の火山景観、山地景観等があり、また、文化的資源としては社寺、遺跡・史跡等がある。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺においては、自然的要素としての景観要素はなく、文化的資源としては松岡神社など周辺の神社等の社寺が存在している。</p> <p>(2) 眺望の状況</p> <table border="1" data-bbox="299 611 771 1829"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>眺望の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>St. 1</td> <td>対象事業実施区域は既存の長野市清掃センターの左側に眺望することができるものの、犀川の河畔林や背景となる山並みの間に僅かに視認することができる。</td> </tr> <tr> <td>St. 2</td> <td>清掃センターの煙突を眺望することができる地点であるが、周辺に隣立する高压鉄塔や電柱等と同様に眺望することができる都市型景観の眺望である。</td> </tr> <tr> <td>St. 3</td> <td>視点場から対象事業実施区域の間には大豆島地区の住宅地が眺望され、施設の背景には冠着山等の山並みが眺望され、都市型景観の眺望である。</td> </tr> <tr> <td>St. 4</td> <td>清掃センターの煙突や施設及び「サンマリーナ」の施設は新興の住宅によって遮られ、眺望することはできない視点場であり、都市型景観の眺望である。</td> </tr> <tr> <td>St. 5</td> <td>視点場から対象事業実施区域の間には松岡地区の新興住宅が眺望され、施設の背景には菅平高原等の山並みが眺望され、都市型景観の眺望である。</td> </tr> <tr> <td>St. 6</td> <td>清掃センターの煙突を僅かに眺望することのできる地点である。また、視点場から対象事業実施区域の間には松岡地区の市街地が視界に入り、視認することが難しい地点である。</td> </tr> <tr> <td>St. 7</td> <td>視点場から対象事業実施区域の間には大豆島地区の工場群と住宅が眺望され、施設の背景には奈良山等の山並みが眺望され、都市型景観の眺望である。</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	眺望の状況	St. 1	対象事業実施区域は既存の長野市清掃センターの左側に眺望することができるものの、犀川の河畔林や背景となる山並みの間に僅かに視認することができる。	St. 2	清掃センターの煙突を眺望することができる地点であるが、周辺に隣立する高压鉄塔や電柱等と同様に眺望することができる都市型景観の眺望である。	St. 3	視点場から対象事業実施区域の間には大豆島地区の住宅地が眺望され、施設の背景には冠着山等の山並みが眺望され、都市型景観の眺望である。	St. 4	清掃センターの煙突や施設及び「サンマリーナ」の施設は新興の住宅によって遮られ、眺望することはできない視点場であり、都市型景観の眺望である。	St. 5	視点場から対象事業実施区域の間には松岡地区の新興住宅が眺望され、施設の背景には菅平高原等の山並みが眺望され、都市型景観の眺望である。	St. 6	清掃センターの煙突を僅かに眺望することのできる地点である。また、視点場から対象事業実施区域の間には松岡地区の市街地が視界に入り、視認することが難しい地点である。	St. 7	視点場から対象事業実施区域の間には大豆島地区の工場群と住宅が眺望され、施設の背景には奈良山等の山並みが眺望され、都市型景観の眺望である。	<p>【工事】</p> <p>(1) 工事による影響</p> <p>建築物の工事による景観構成要素・景観資源及び主要な景観に対する影響については、以下の理由により影響が軽微と予測される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及び周辺は既に開発された市街地であり、既存の長野市清掃センター、工場等が近接する地域であるため、建設機械の出現、新たな人工構造物の設置による景観構成要素の変化はない。 建築物の工事中において、眺望地点からの視認できるものは大型クレーンの建築機材であり、大型クレーンの出現する視野は、工事区域内の全体に比べ非常に少ない。 	<p>【工事】</p> <p>(1) 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事区域周辺への仮囲いの設置 仮囲いの色彩等の配慮 	<p>【工事及び存在・供用】</p> <p>(1) 環境への影響の緩和に係る評価</p> <p>左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価</p> <p>予測結果は、環境保全に関する目標を達成していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p>
	調査地点	眺望の状況																		
St. 1	対象事業実施区域は既存の長野市清掃センターの左側に眺望することができるものの、犀川の河畔林や背景となる山並みの間に僅かに視認することができる。																			
St. 2	清掃センターの煙突を眺望することができる地点であるが、周辺に隣立する高压鉄塔や電柱等と同様に眺望することができる都市型景観の眺望である。																			
St. 3	視点場から対象事業実施区域の間には大豆島地区の住宅地が眺望され、施設の背景には冠着山等の山並みが眺望され、都市型景観の眺望である。																			
St. 4	清掃センターの煙突や施設及び「サンマリーナ」の施設は新興の住宅によって遮られ、眺望することはできない視点場であり、都市型景観の眺望である。																			
St. 5	視点場から対象事業実施区域の間には松岡地区の新興住宅が眺望され、施設の背景には菅平高原等の山並みが眺望され、都市型景観の眺望である。																			
St. 6	清掃センターの煙突を僅かに眺望することのできる地点である。また、視点場から対象事業実施区域の間には松岡地区の市街地が視界に入り、視認することが難しい地点である。																			
St. 7	視点場から対象事業実施区域の間には大豆島地区の工場群と住宅が眺望され、施設の背景には奈良山等の山並みが眺望され、都市型景観の眺望である。																			
		<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 施設の稼働による影響</p> <table border="1" data-bbox="857 837 1605 1703"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>眺望状況の変化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>St. 1</td> <td>人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が大きく変化することなく、本事業の実施による施設が、視野に占める変化の程度は0.2%と予測される。</td> </tr> <tr> <td>St. 2</td> <td>人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が大きく変化することなく、本事業の実施による施設が、視野に占める変化の程度は0.05%と予測される。</td> </tr> <tr> <td>St. 3</td> <td>本事業の実施による施設は市街地景観の中で視認され、新たな煙突は、背後地のスカイラインの上部で視認されるものの、都市型景観が大きく変化することなく、視野に占める変化の程度は0.3%と予測される。(右図参照)</td> </tr> <tr> <td>St. 4</td> <td>本事業の実施による建物や煙突を視認することができる地点である。この地点では、人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が変化することなく、本事業による施設が、視野に占める変化の程度は0.6%と予測される。</td> </tr> <tr> <td>St. 5</td> <td>本事業の実施による建物の一部や煙突を視認することができる地点である。この地点では、人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が変化することなく、本事業による施設が、視野に占める変化の程度は0.1%と予測される。</td> </tr> <tr> <td>St. 6</td> <td>本事業の実施による建物や煙突を眺望することはできない地点であり、現況の景観が変化することもないと予測される。</td> </tr> <tr> <td>St. 7</td> <td>本事業の実施による建物は住宅等によって遮られるが、煙突を視認することができる地点である。この地点は、人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が大きく変化することなく、本事業による施設が視野に占める変化の程度は0.02%と予測される。</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	眺望状況の変化	St. 1	人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が大きく変化することなく、本事業の実施による施設が、視野に占める変化の程度は0.2%と予測される。	St. 2	人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が大きく変化することなく、本事業の実施による施設が、視野に占める変化の程度は0.05%と予測される。	St. 3	本事業の実施による施設は市街地景観の中で視認され、新たな煙突は、背後地のスカイラインの上部で視認されるものの、都市型景観が大きく変化することなく、視野に占める変化の程度は0.3%と予測される。(右図参照)	St. 4	本事業の実施による建物や煙突を視認することができる地点である。この地点では、人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が変化することなく、本事業による施設が、視野に占める変化の程度は0.6%と予測される。	St. 5	本事業の実施による建物の一部や煙突を視認することができる地点である。この地点では、人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が変化することなく、本事業による施設が、視野に占める変化の程度は0.1%と予測される。	St. 6	本事業の実施による建物や煙突を眺望することはできない地点であり、現況の景観が変化することもないと予測される。	St. 7	本事業の実施による建物は住宅等によって遮られるが、煙突を視認することができる地点である。この地点は、人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が大きく変化することなく、本事業による施設が視野に占める変化の程度は0.02%と予測される。	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 施設の稼働による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設外壁等の色彩への配慮 	<p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 積極的に良好な景観の形成に努める 地域の景観と調和した違和感のない景観とする
調査地点	眺望状況の変化																			
St. 1	人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が大きく変化することなく、本事業の実施による施設が、視野に占める変化の程度は0.2%と予測される。																			
St. 2	人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が大きく変化することなく、本事業の実施による施設が、視野に占める変化の程度は0.05%と予測される。																			
St. 3	本事業の実施による施設は市街地景観の中で視認され、新たな煙突は、背後地のスカイラインの上部で視認されるものの、都市型景観が大きく変化することなく、視野に占める変化の程度は0.3%と予測される。(右図参照)																			
St. 4	本事業の実施による建物や煙突を視認することができる地点である。この地点では、人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が変化することなく、本事業による施設が、視野に占める変化の程度は0.6%と予測される。																			
St. 5	本事業の実施による建物の一部や煙突を視認することができる地点である。この地点では、人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が変化することなく、本事業による施設が、視野に占める変化の程度は0.1%と予測される。																			
St. 6	本事業の実施による建物や煙突を眺望することはできない地点であり、現況の景観が変化することもないと予測される。																			
St. 7	本事業の実施による建物は住宅等によって遮られるが、煙突を視認することができる地点である。この地点は、人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が大きく変化することなく、本事業による施設が視野に占める変化の程度は0.02%と予測される。																			



表 5-1(11) 総合評価

項目	現況調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果								
触れ合い活動	<p>(1) 触れ合い活動の場の利用状況</p> <table border="1" data-bbox="299 310 774 1167"> <thead> <tr> <th data-bbox="299 310 376 415">調査地点</th> <th data-bbox="376 310 774 415">利用状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="299 415 376 741">犀川左岸</td> <td data-bbox="376 415 774 741"> <p>犀川左岸側の堤外地には、河畔林があり、農地等の利用がされている。調査範囲内の利用状況は、農地内での利用が多く 32 名であった。その他、レクリエーションとしては、釣り 5 名、ゴルフ練習場の利用者 14 名、落合橋付近ではバーベキューが行われていた。これらの利用者は、いずれも左岸側の堤防道路を利用して、堤外地に移動している。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="299 741 376 1041">犀川右岸</td> <td data-bbox="376 741 774 1041"> <p>犀川右岸側の堤外地には、河畔林や農地等の利用があるが、左岸側ほど農地面積は少なく、利用は果樹園が多い。調査範囲内の利用状況は、落合橋上流部に野球場があり、その利用者は 21 名であった。また、長野大橋の下流部では、少年野球の野球場で 6 チーム(150 人程)による試合が行われていた。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="299 1041 376 1167">犀川水面</td> <td data-bbox="376 1041 774 1167"> <p>五輪大橋上から、犀川の水面での利用状況を確認したが、野鳥観察、動物観察、釣り等の利用は、確認されなかった。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	利用状況	犀川左岸	<p>犀川左岸側の堤外地には、河畔林があり、農地等の利用がされている。調査範囲内の利用状況は、農地内での利用が多く 32 名であった。その他、レクリエーションとしては、釣り 5 名、ゴルフ練習場の利用者 14 名、落合橋付近ではバーベキューが行われていた。これらの利用者は、いずれも左岸側の堤防道路を利用して、堤外地に移動している。</p>	犀川右岸	<p>犀川右岸側の堤外地には、河畔林や農地等の利用があるが、左岸側ほど農地面積は少なく、利用は果樹園が多い。調査範囲内の利用状況は、落合橋上流部に野球場があり、その利用者は 21 名であった。また、長野大橋の下流部では、少年野球の野球場で 6 チーム(150 人程)による試合が行われていた。</p>	犀川水面	<p>五輪大橋上から、犀川の水面での利用状況を確認したが、野鳥観察、動物観察、釣り等の利用は、確認されなかった。</p>	<p>【工事】 (1) 工事による影響 対象資源については、「植物」、「動物」及び「生態系」の工事中の予測結果で示されたとおり、建設工事による動植物及び生態系に及ぼす影響はないものと考えられ、犀川河川敷において、バードウォッチングをはじめ自然環境との触れ合い活動が行われているが、対象となる動植物への影響もないことから、触れ合い活動の対象資源の変化はないものと予測される。 利用環境については、犀川河川敷に河原、水辺環境、ゴルフ練習場等が存在するが、事業による直接的な改変を受けることはない。また、建設機械の稼働に伴う大気質、騒音、振動に及ぼす影響は軽微であることから、触れ合い活動の利用環境の快適性に影響を及ぼすことはないと考えられる。 なお、触れ合い活動の場を利用するにあたっては、市道若里村山堤防線を通る必要があるが、工事の最盛期に通行する工事関係車両の増加は、現況の交通量の約 3.1%と予測されており、触れ合い活動の場である犀川河川敷内へのアクセスへ及ぼす影響はないものと予測される。</p> <p>【存在・供用】 (1) 施設の稼働による影響 対象資源については、「植物」、「動物」及び「生態系」の存在・供用の予測結果で示されたとおり、焼却施設の稼働による動植物及び生態系に及ぼす影響は軽微であると考えられ、犀川河川敷において、バードウォッチングをはじめ自然環境との触れ合い活動が行われているが、対象となる動植物への影響もないことから、触れ合い活動の対象資源の変化はないものと予測される。 利用環境については、犀川河川敷に河原、水辺環境、ゴルフ練習場等が存在するが事業による直接的な改変を受けることはない。また、施設の稼働に伴う大気質、騒音、振動、悪臭に及ぼす影響は軽微であることから、触れ合い活動の利用環境の快適性に影響を及ぼすことはないと考えられる。 なお、触れ合い活動の場を利用するにあたっては、市道若里村山堤防線を通る必要があるが、存在・供用時に通行する廃棄物搬入車両の増加は、現況の交通量の東側方面で約 2.7%、西側方面で約 1.9%と予測されており、触れ合い活動の場である犀川河川敷内へのアクセスへ及ぼす影響はないものと予測される。</p>	<p>【工事】 「大気質」、「騒音」、「振動」及び「水質」の工事に示した環境保全措置を実施する。</p> <p>【存在・供用】 「大気質」、「騒音」、「振動」、「悪臭」、「植物」、「動物」及び「生態系」の存在・供用に示した環境保全措置を実施する。</p>	<p>【工事及び存在・供用】 (1) 環境への影響の緩和に係る評価 左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価 予測結果は、環境保全に関する目標を達成していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標] ・地域の触れ合い活動の場が維持され、また活動に影響を与えないこと</p>
	調査地点	利用状況										
犀川左岸	<p>犀川左岸側の堤外地には、河畔林があり、農地等の利用がされている。調査範囲内の利用状況は、農地内での利用が多く 32 名であった。その他、レクリエーションとしては、釣り 5 名、ゴルフ練習場の利用者 14 名、落合橋付近ではバーベキューが行われていた。これらの利用者は、いずれも左岸側の堤防道路を利用して、堤外地に移動している。</p>											
犀川右岸	<p>犀川右岸側の堤外地には、河畔林や農地等の利用があるが、左岸側ほど農地面積は少なく、利用は果樹園が多い。調査範囲内の利用状況は、落合橋上流部に野球場があり、その利用者は 21 名であった。また、長野大橋の下流部では、少年野球の野球場で 6 チーム(150 人程)による試合が行われていた。</p>											
犀川水面	<p>五輪大橋上から、犀川の水面での利用状況を確認したが、野鳥観察、動物観察、釣り等の利用は、確認されなかった。</p>											

表 5-1(12) 総合評価

項目	現況調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																								
<p style="text-align: center;">廃棄物等</p>	<p>(1) 廃棄物の処理・処分の状況</p> <p>本連合に係る可燃ごみ処理施設は、長野市 1 施設(処理能力 450t/日)、須坂市 1 施設(同 50t/日)、葛尾組合 1 施設(同 80t/日)、北部衛生施設組合 1 施設(同 30t/日)、北信保健衛生施設組合 1 施設(同 130t/日)であり、その焼却残さ量の合計は平成 21 年度の実績において 16,979t/年(日量約 46.5t/日)である。</p> <p>また、不燃・粗大・資源ごみについては、長野市資源化施設等の 4 施設で処理され、平成 21 年度の実績において 10,329t/年搬入され、その内、資源化量として 3,722t/年、残さ量として可燃系 3,396t/年、不燃系 3,212t/年となっている。この他、堆肥化施設や容器包装圧縮梱包施設が現在、稼働している。</p> <p>本連合管内における最終処分場の現況については、長野市天狗沢最終処分場など 3 施設(戸隠不燃物最終処分場を除く)が稼働しており、埋立容量は約 342,000m³である。焼却残さや不燃残さ及び不燃ごみ量について、平成 21 年度最終処分場の実績をみると、年間 10,722t/年が処理・処分されている。</p> <p>(2) サマリナーガの解体に伴う廃棄物量</p> <table border="1" data-bbox="299 1136 774 1646"> <thead> <tr> <th>発生廃棄物</th> <th>発生量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木くず</td> <td>26 m³</td> </tr> <tr> <td>木くず・紙くず・繊維くず</td> <td>82 m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金属くず</td> <td>532 t</td> </tr> <tr> <td>664 t</td> </tr> <tr> <td>コンクリートくず</td> <td>7,855 m³</td> </tr> <tr> <td>アスファルトくず</td> <td>74 m³</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類 ・ガラスくず・陶磁器くず</td> <td>477 m³</td> </tr> <tr> <td>混合廃棄物</td> <td>492 m³</td> </tr> <tr> <td>廃石膏ボード類</td> <td>22 m³</td> </tr> <tr> <td>石綿含有物(ケイ酸カルシウム板)</td> <td>5 m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設備類 (種別分けが困難なもの)</td> <td>178 t</td> </tr> <tr> <td>135 m³</td> </tr> </tbody> </table>	発生廃棄物	発生量	木くず	26 m ³	木くず・紙くず・繊維くず	82 m ³	金属くず	532 t	664 t	コンクリートくず	7,855 m ³	アスファルトくず	74 m ³	廃プラスチック類 ・ガラスくず・陶磁器くず	477 m ³	混合廃棄物	492 m ³	廃石膏ボード類	22 m ³	石綿含有物(ケイ酸カルシウム板)	5 m ³	設備類 (種別分けが困難なもの)	178 t	135 m ³	<p>【工事】</p> <p>(1) 工事による影響</p> <p>建築工事等による廃棄物の内、①コンクリート、②コンクリート及び鉄からなる建設資材、③アスファルト・コンクリート、④木材の 4 品目については、建設リサイクル法に基づく適正な処理・処分を行うことで、廃棄物のリサイクルを推進していく。</p> <p>また、掘削工事における発生土は、場内での埋め戻し等として再利用し、その他の残土は他の工事現場での再利用を図る。</p> <p>以上のように、工事の実施に伴い発生する廃棄物については、再利用可能なものは再利用し、再利用できないものについては、管理型及び安定型の産業廃棄物最終処分場において適正に処理・処分することができるものと考えられる。</p>	<p>【工事】</p> <p>(1) 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設発生土の再利用 コンクリートくず、金属くず、木くず等の再生利用 分別排出の徹底 	<p>【工事及び存在・供用】</p> <p>(1) 環境への影響の緩和に係る評価</p> <p>左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は低減されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価</p> <p>予測結果は、環境保全に関する目標を達成していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p>
		発生廃棄物	発生量																									
木くず	26 m ³																											
木くず・紙くず・繊維くず	82 m ³																											
金属くず	532 t																											
	664 t																											
コンクリートくず	7,855 m ³																											
アスファルトくず	74 m ³																											
廃プラスチック類 ・ガラスくず・陶磁器くず	477 m ³																											
混合廃棄物	492 m ³																											
廃石膏ボード類	22 m ³																											
石綿含有物(ケイ酸カルシウム板)	5 m ³																											
設備類 (種別分けが困難なもの)	178 t																											
	135 m ³																											
<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 施設の稼働による影響</p> <p>[ごみ処理に伴い発生する廃棄物等の考え方]</p> <p>本連合のごみ処理広域化基本計画では、関係市町村から排出される①可燃ごみ、②可燃性粗大ごみ、③リサイクル施設等から排出される可燃残さ及び不燃残さの焼却処理と熔融処理を行う計画であり、焼却処理の際に生じる焼却灰・飛灰を熔融し、熔融スラグとして再利用することで、最終処分場への負荷を軽減し、資源循環型社会の構築を推進する計画である。</p> <p>また、焼却灰・飛灰の再利用については、民間企業によるセメント原料利用などの方法を継続的に検討し、熔融スラグ化とあわせて、処理システム全体として効率が良く、安全で確実な方法を技術的背景や経済動向を踏まえ選択していく計画とする。</p> <p>最終処分場へは本事業の焼却施設等から排出される廃棄物を埋立てることとし、有効利用が困難であった熔融スラグ、飛灰処理物及び熔融不適物を埋立処分する計画である。</p> <p>[ごみ処理に伴い発生する廃棄物等の量]</p> <p>施設の稼働に伴い発生する廃棄物等は、熔融スラグとして再利用するものを含めて、57.4t/日と想定されている。</p>	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 施設の稼働による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ減量化の広報・啓発 分別による資源の再利用 熔融スラグの資源利用 飛灰の適正処分 ごみの発生抑制施設 	<p>[環境保全に関する目標]</p> <p>建設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物のリサイクルの推進 残土の有効利用 <p>計画施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の削減及びリサイクルの推進 																										

表 5-1(13) 総合評価

項目	現況調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果																							
温室効果ガス	<p>(1) 施設の稼働に伴う温室効果ガス</p> <p>焼却施設の稼働に伴い排出される温室効果ガス排出量は 28,874.6 tCO₂/年であった。このうち、97.7%が可燃ごみ焼却に由来するものであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>温室効果ガス排出量 (tCO₂/年)</th> <th>比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物の焼却</td> <td>28,220.9</td> <td>97.7</td> </tr> <tr> <td>可燃ごみの搬入</td> <td>577.6</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>焼却灰等の搬出</td> <td>76.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28,874.6</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>		温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /年)	比率 (%)	廃棄物の焼却	28,220.9	97.7	可燃ごみの搬入	577.6	2.0	焼却灰等の搬出	76.1	0.3	合計	28,874.6	100.0	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 施設の稼働による影響</p> <p>可燃ごみ収集車両の走行距離の増加に伴い温室効果ガス排出量が約 132 tCO₂/年増加することになる。</p> <p>一方、計画施設に高効率発電を導入することで、焼却施設の稼働に必要な電力以上の発電が可能である。発電量から計画施設（焼却施設及び溶融施設）の稼働電力量を差し引いた余剰電力は既存施設に比べて約 10,322MWh 増加する。また、この余剰電力を外部へ買電する等で利用を図ることで、間接的ではあるが二酸化炭素の排出量を 4,893 tCO₂/年削減できる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業の実施に伴い発生する温室効果ガス量の増減</th> </tr> <tr> <th></th> <th>温室効果ガス排出量 (tCO₂/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ収集車両の走行</td> <td>132.3</td> </tr> <tr> <td>施設の稼働(余剰電力の利用)</td> <td>-4,893</td> </tr> </tbody> </table>	事業の実施に伴い発生する温室効果ガス量の増減			温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /年)	可燃ごみ収集車両の走行	132.3	施設の稼働(余剰電力の利用)	-4,893	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 施設の稼働による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱回収による高効率発電 ・低公害車の積極的導入の要請 ・暖機運転(アイドリング)の低減の要請 ・燃焼温度等の適正管理 ・職員に対する温暖化対策意識の啓発 	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 環境への影響の緩和に係る評価</p> <p>左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価</p> <p>予測結果は、環境保全に関する目標を達成していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の発生量より削減
		温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /年)	比率 (%)																								
廃棄物の焼却	28,220.9	97.7																									
可燃ごみの搬入	577.6	2.0																									
焼却灰等の搬出	76.1	0.3																									
合計	28,874.6	100.0																									
事業の実施に伴い発生する温室効果ガス量の増減																											
	温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /年)																										
可燃ごみ収集車両の走行	132.3																										
施設の稼働(余剰電力の利用)	-4,893																										
日照障害	<p>(1) 天空率及び日照時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>天空率</th> <th>夏至日の日照時間 (北緯 36.6°)</th> <th>冬至日の日照時間 (北緯 36.6°)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>St.1</td> <td>90.5%</td> <td>830分/870分</td> <td>568分/568分</td> </tr> <tr> <td>St.2</td> <td>99.7%</td> <td>870分/870分</td> <td>568分/568分</td> </tr> </tbody> </table>	地点	天空率	夏至日の日照時間 (北緯 36.6°)	冬至日の日照時間 (北緯 36.6°)	St.1	90.5%	830分/870分	568分/568分	St.2	99.7%	870分/870分	568分/568分	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 施設の稼働による影響</p> <p>冬至日の1日のうち、計画施設の日影となる時間を示す等時間日影線では、4時間を超える日影となる範囲の大部分は対象事業実施区内となっている。また、時刻別の日影の出現は、ほとんどが市道松岡南線以南の工業地域内となっている。</p> <p>なお、市道松岡南線を隔てた北側の敷地境界から10mを超える範囲の第2種住居地域において、15時～16時の間の1時間未満で日影が生じるものと予測される。</p>	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 施設の稼働による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物及び煙突を敷地南側に配置 	<p>【存在・供用】</p> <p>(1) 環境への影響の緩和に係る評価</p> <p>左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響は最小化されることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。</p> <p>(2) 環境保全に関する目標との整合性に係る評価</p> <p>予測結果は、環境保全に関する目標を達成していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。</p> <p>[環境保全に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日影時間 4時間以内（敷地境界から10m以内） ・日影時間 2.5時間以内（敷地境界から10m超） 											
地点	天空率	夏至日の日照時間 (北緯 36.6°)	冬至日の日照時間 (北緯 36.6°)																								
St.1	90.5%	830分/870分	568分/568分																								
St.2	99.7%	870分/870分	568分/568分																								